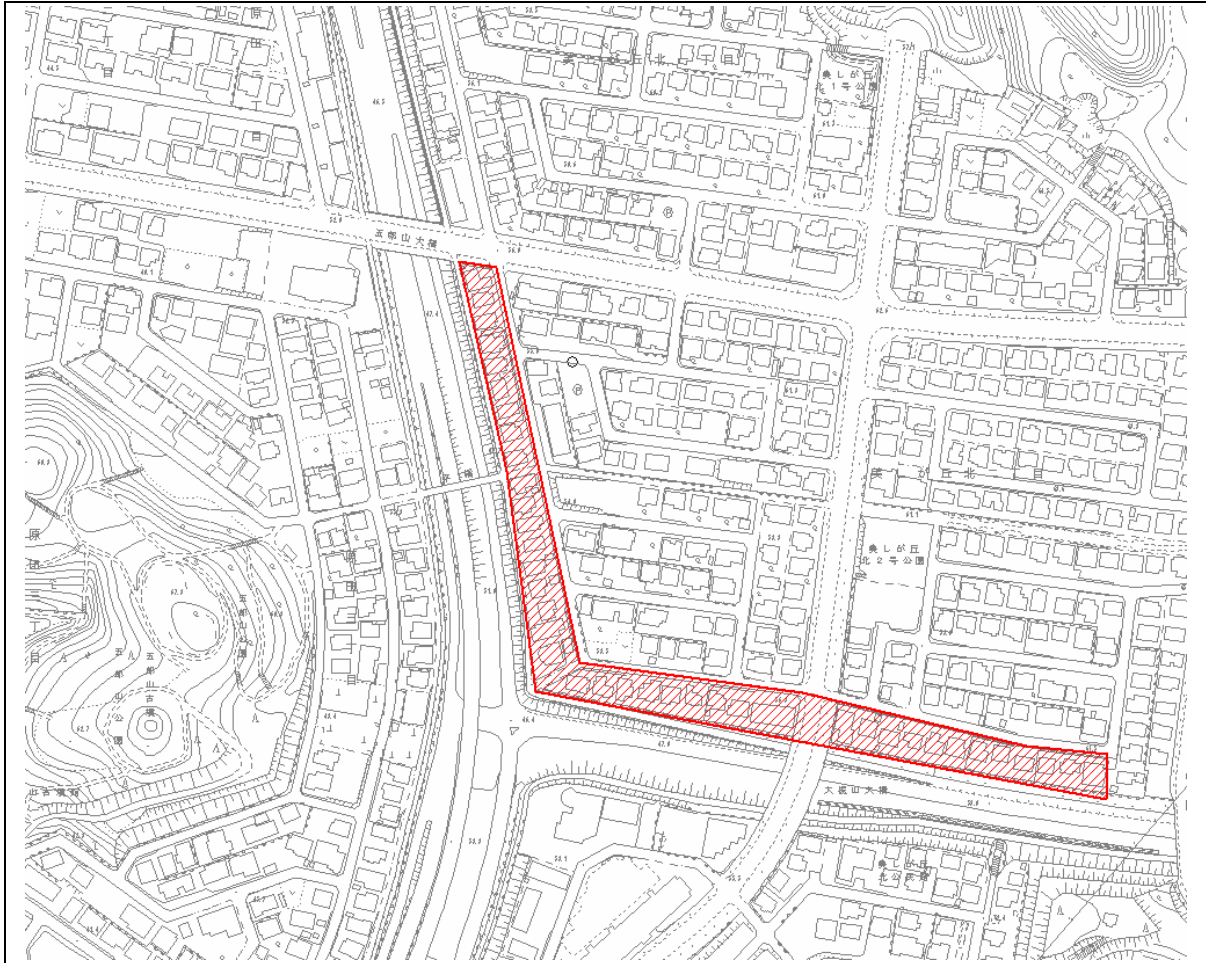


## ○美しが丘 C 地区建築協定区域図



## ○建築協定の概要（美しが丘 C 地区建築協定書より抜粋）

（建築物に関する基準）

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態および建築設備は次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 用途は一戸建個人専用住宅（2世帯住宅を含む。）とする。ただし、1番地1号については新聞販売店併用住宅とし、11番地9号及び10号については医院併用住宅とする。
- (2) 建築物の高さは、地盤面から 10m を越えないものとする。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さ 5m までは、当該建築物の高さに算入しない。
- (3) 階数は、地階を除き 3 以下とする。
- (4) 道路境界沿いは生垣または、フェンスとし、ブロック塀その他これに類するものは禁止する。
- (5) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する（但し、医院併用住宅および新聞販売店を除く。）